

WTO政府調達協定（GPA）について

■ 政府調達：

- ・政府機関が一定基準額以上の物品・サービスを購入等するに当たり、国際的なルール・手続を定めることにより、国際貿易の拡大、世界経済の発展への寄与を目的とするもの
- ・基本的なルールとして、世界貿易機関(WTO)で締結された協定の一つとして、1994年に政府調達に関する協定(GPA (Agreement on Government Procurement))が締結されたが、1997年以降協定の範囲をさらに拡大するための改正交渉が進められ、2012年に改正議定書が締結された。
- ・2020年にスイスが改正議定書を受諾したことにより、2021年1月以降、すべての締約国間で改正協定が適用されることとなった。(2025年7月現在の締約国・地域は22)

【GPAの概要】

GPAは、世界貿易機関(WTO)で締結された協定の一つであり、政府機関(※1)が一定基準額以上(※2)の物品・サービスを購入等する際のルール・手続を定めたもの。

※1 地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市

※2 地方公共団体の適用基準額(令和8年度・9年度の邦貨換算額)

- | | |
|-----------|------------|
| ・物品等 | 4,000万円 |
| ・建設工事 | 30億2,000万円 |
| ・建築技術サービス | 3億円 |
| ・その他のサービス | 4,000万円 |

<主なルール>

- 調達に際し、国内外の供給者(企業等)を差別することとなるような措置はできない(内外無差別)
- 公平・透明な手続にのっとり調達しなければならない(透明性の確保)
 - 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」で所要の手続等について規定